

社会福祉法人 清心福祉会

(指定介護老人福祉施設)

特別養護老人ホーム ファミリーイン瀬谷 運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人清心福祉会が開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム ファミリーイン瀬谷」(以下、「施設」という。)の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と、老人福祉法の理念と介護保険法に基づく「横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の遵守を通じて、利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設の指定介護老人福祉施設は、居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により構成される「ユニット」において、居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、施設サービス計画に基づいた食事、入浴、排泄等の介護、相談及び援助等を行い、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築きながら自立的な日常生活を営むことが出来る様にすることを目指すものとする。

2 施設は地域や家庭との結びつきを重視しながら、関係する市区町村や介護保険サービス提供者と密接な連携を図るものとする。

第2章 施設の名称等

(事業所)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

名 称 特別養護老人ホーム ファミリーイン瀬谷

所在地 神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷3丁目11番地1

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

(1)	施設長	1名(常勤兼任 1名)
(2)	副施設長	0名(常勤兼任 0名)
(3)	医師	1名(非常勤兼任1名)
(4)	介護支援専門員	2名(常勤兼任 2名)

(5)	生活相談員	3名（常勤兼任 3名）
(6)	介護職員	69名（常勤兼任57名 非常勤兼任12名）
(7)	看護職員	5名（常勤兼任 4名 非常勤兼任1名）
(8)	管理栄養士	2名（常勤兼任 2名）
(9)	機能訓練指導員	2名（常勤兼任 1名 非常勤兼任1名）
(10)	事務員	4名（常勤兼任 3名 非常勤兼任1名）
(11)	調理員	8名（常勤兼任 7名 非常勤兼任1名）
(12)	施設設備管理員	10名（常勤兼任 1名 非常勤兼任9名）

2 前項に定めるものの他に必要に応じてその他の職員を置くことが出来る。

（職務）

第5条 職員は、施設の設置目的を達成する為に必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の観察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成し、実施状況を把握、調整する。
- (4) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに処遇計画調整、実施に関することに従事する。また、介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
- (5) 介護職員は、施設サービス計画に添ったサービスを提供し、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (6) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。尚、夜間における利用者の体調急変に対応するため、24時間対応可能な体制を整える。また、介護職員に対する喀痰吸引等の指導・助言を行う。
- (7) 管理栄養士は、献立の作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行や維持、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等、食事業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。
- (8) 機能訓練指導員は、個別機能訓練計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (9) 調理員は、給食業務に従事する。
- (10) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
- (11) 施設設備管理員は、施設内設備の点検、管理及び車輛によるご利用者の運搬時の運転業務並びに施設内の清掃業務に従事する。
- (12) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携を考慮しなければならない。
- (13) 詳細は別に定める「職務分掌」による。

2 職員は、別に定める「介護マニュアル」「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」「事故発生の防止及び発生時対応指針」の対応マニュアルを遵守する。

- 3 日中については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員を、夜間及び深夜については 2 ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。またユニットごとに常勤職員のユニットリーダーを配置することとする。

第 4 章 利用定員

(定員)

第 6 条 施設の指定介護老人福祉施設の入所定員は 130 名とする。

- 2 ユニット数は 13 ユニットとする
- 3 各ユニットの定員は 10 名とする

第 5 章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画書の作成と開示)

第 7 条 施設は、指定介護老人福祉施設の利用者について、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を介護支援専門員に作成させ、それを利用者に説明した上で同意を得るものとする。

- 2 前項に基づくサービス提供記録等は、希望に応じて午前 10 時から午後 6 時の間に、利用者及び家族の申出により施設内にて閲覧できるものとする。

(サービスの提供)

第 8 条 施設は、サービスを提供するにあたり、利用者又はその家族に対して処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。なお、施設サービス計画を基本としたサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と保存)

第 9 条 施設は、施設サービス計画に則って行ったサービス提供の状況やその折の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録するものとする。

- 2 施設は、前項のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日または契約終了から 2 年間保存しなければならない。

(居室及びユニット)

第 10 条 施設が提供する居室は原則個室とする。その際、選択する階及び居室は利用者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

(入浴)

第 11 条 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供する。ただしやむを得ない場合には、清拭を行うことをもって、入浴の機会と提供に代えるものとする。

(排泄)

第 12 条 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシー尊重の上、適切な方法により、排泄又は排泄の自立について、必要な介護、援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつは、適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第 13 条 離床、着替え、整容等の介護、援助を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第 14 条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

(相談、援助)

第 15 条 施設の職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(口腔衛生の管理)

第 16 条 利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。具体的には、歯科医師または歯科医師の指示を受けた看護師や歯科衛生士などが、利用者の入所時及び定期的な口腔衛生状態及び口腔機能を評価するとともに、介護職員に対する口腔衛生の技術的助言と指導を年 2 回以上実施するものとする。

(機能訓練)

第 17 条 利用者の心身の状況に応じて、個別機能訓練計画に基づき、日常生活を営むために必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

第 18 条 教養娯楽設備を整え、レクリエーションを実施し、利用者自らが希望・選択する自立的な生活を送れるよう支援するものとする。

(2) 年間行事計画は、原則としてユニットごとの作成、実施とし、年度毎に策定するものとする。

2 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族が行うことが困難である場合は、申出、同意に基づき、施設が代わって行なうことができる。

3 要介護認定の更新申請、変更申請等の代行業務を行う。

(介護)

第 19 条 上記のほか離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等に係る介護、援助を、個々の

利用者の状態に合わせ、施設サービス計画に沿って提供するものとする。

(リネン交換)

第20条 毎週1回居室のリネン交換を行うこととする。その他必要に応じ、適宜交換を行う。

(健康保持)

第21条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のため適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保持するものとする。

(入院期間中の対応)

第22条 指定介護老人福祉施設の利用者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により概ね3ヵ月以内に退院することが見込まれるときは、その利用者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することが出来るものとする。また入院中の空きベッドは、介護保険法により、指定短期入所生活介護事業、指定介護予防短期入所生活介護事業のベッドとして他者が使用できるものとする。その場合の居室料金は法定料金とする。指定短期入所生活事業、指定介護予防短期入所生活介護事業で居室を利用する期間に関しては指定介護老人福祉施設利用者からは居住費を徴収しないものとする。

(緊急時の対応)

- 第23条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間ナースコール等により、職員の対応を求めることができるものとする。
- 2 職員は、ナースコール等により利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとし、必要に応じて救急車要請等の対応を行うものとする。
 - 3 利用者が予め緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関等への連絡とともに、その緊急連絡先へ速やかに連絡を行うものとする。

(利用料)

- 第24条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護報酬の1割相当額と居住費及び食費、利用者の選択によるかかるサービスの利用料の合計額とする。なお、費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとする。
- 2 利用者によりかかるサービス（理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費等）に関しては、運営規程（別紙）に定める額の支払いを受けるものとする。
 - 3 利用者が、特例居宅サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や、生活保護を受給する場合等別途法令に定めがある場合は、それぞれの法令によるものとする。
 - 4 指定介護老人福祉施設の利用料は、暦月によって利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとし、利用料は翌月20日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中

で退所する場合は、支払は口座振込または自動引落いずれかの方法によるものとし、その方法は利用開始時に利用者と施設で決定するものとする。

- 5 入院または外泊時で不在の場合の居住費については、運営規程（別紙）に記載されている実費とする。

第6章 施設の利用にあたっての留意事項及び職員の義務

（自己選択の生活と共同生活の尊重）

第25条 利用者は自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

（外出及び外泊）

第26条 利用者は外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までにその都度、外出・外泊先、用件、施設への帰着予定日時等を施設長に届け出るものとする。

（面会）

第27条 外来者が利用者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備え付けの面会票にその氏名、住所、連絡先を記録するものとする。また面会時に持参した物品、食品、薬等については、必ず職員に伝えるものとする。面会時間は原則午前9時から午後8時までとするが、施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

（健康留意）

第28条 利用者は努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は、特別の理由がない限りこれを受診するものとする。

（衛生保持）

第29条 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、また、施設に協力するものとする。

- 2 施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

- （1） 衛生知識の普及、伝達
- （2） 原則年2回の全館防虫防鼠消毒及び年1回の大掃除
- （3） その他環境衛生上必要なこと

（感染症対策）

第30条 施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように指針を策定し、次に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策委員会をおおむね月に1回開催する。

- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会を定期的に開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底
- (4) 感染症対策委員会委員会の委員にて、介護職員その他の職員に対して年に2回研修を実施し、感染症対策やその予防に努めることとする。
- (5) 新興感染症の発生時に、施設内の感染者の診療などに迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、感染者に対応する協定締結医療機関（第2種協定指定医療機関）との間で、発生時の対応を取り決めるよう努めることとする

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第31条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市・区、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに、職員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し事故対応指針を策定するとともに、定期的な研修を行うものとする。

(ホーム内の禁止行為)

第32条 利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進法に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第33条 施設は業務上知り得た契約者及び利用者並びにその家族に関する個人情報等秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また職員でなくなった後にもこれらの秘密を保持するものとする。
- 3 個人情報保護に対する基本方針を遵守するものとする。

第 7 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

- 第 34 条 施設は消防法令に基づき防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。
- 2 施設は消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を実施するものとする。
 - 3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いたときは、ナースコール等の最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

第 8 章 その他の運営についての重要事項

(虐待防止などへの対応)

- 第 35 条 施設は、利用者の人権擁護のために、職員による高齢者虐待の防止や家族などによる高齢者虐待の早期発見や防止に努め、従業者の研修の実施その他の必要な措置を講じるものとする。
- 2 虐待の防止や利用者へのサービス向上を図るために、虐待防止の指針を作成するとともに、虐待防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を毎月開催することとし、その結果について介護職員その他の職員に対して周知徹底を図ることとする。
 - 3 虐待防止検討委員会の委員には、施設長・介護課長・介護課主任・生活相談員・医務課の職員、その他の職員で構成するものとする。
 - 4 虐待防止検討委員会の委員にて、介護職員その他の職員に対して年に 2 回研修を実施し、事故防止に努めるものとする。
 - 5 施設は、他の職員による高齢者虐待を発見した場合の連絡・相談体制や、高齢者虐待防止法第 21 条の通報義務に基づく南さつま市への通報体制を整備するとともに、これを定期的に職員に周知するものとする。

(身体拘束)

- 第 36 条 施設は利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、別途定める基準に従って行うこととする。

(利用資格)

- 第 37 条 施設の利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の利用の資格があり、施設の利用を希望する者で、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその他法令により入所できる者とする。

- 2 前項の資格を満たしている者について、「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」に則り、施設の入退所検討委員会にて入居可能と判断された者は、居室の状況に適応する方より入居できるものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第 38 条 利用にあたっては、予め入居申込者及び身元引受人に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書等を交付して説明を行い、入居申込者との合意の上、利用契約書を締結する。

(連帯保証)

第 39 条 施設は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担する連帯保証人を定めるものとする。

- 2 連帯保証人は身元引受人(近親者など)が兼ねるものとする。
- 3 前項の連帯保証人の負担の極度額は、1,000,000 円を限度とする。
- 4 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が退所したときに、確定するものとする。
- 5 施設は、連帯保証人の請求があったときは、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとする。

(施設・設備)

第 40 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者の意見を参考の上決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いて、占有してはならない。
- 3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(苦情対応)

第 41 条 利用者は提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は速やかに事実関係を調査し、その結果及び改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は生活相談員とする。

(介護サービス情報の公表)

第 42 条 社会福祉法第 24 条等及び介護保険法に則り、市民が社会福祉法人清心福祉会が提供するサービスを安心して利用出来るよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

(事業継続計画の策定)

第 43 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントの防止)

第 44 条 施設は、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならないむねの指針を作成し、従業者に周知・啓発することとする。

- 2 施設は、職場におけるハラスメントに対する相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために、相談への対応のための窓口や担当者を定め、従業者に周知することとする。
- 3 上記指針においては、利用者やその家族などからの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止も含め、取り組むこととする。

(生産性の向上)

第 45 条 施設は、介護現場の課題を抽出・分析したうえで必要な対応を検討し、施設全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する生産性向上委員会を設置し、毎月開催することとし、その結果について介護職員その他の職員に対して周知徹底を図ることとする。

- 2 生産性向上委員会の委員には、施設長・介護課長・介護課主任・生活相談員、その他の課長・主任などで構成し、テクノロジーの導入や介護助手の活用、役割分担の見直しを検討していくこととする。

(地域との連携)

第 46 条 施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動などとの連携及び協力を行うなどの地域との交流に努めるものとする。

第8章 雑則

(委任)

第47条 この規程の施行上必要な細目については施設長が別に定める。

(改正)

第48条 この規程について改正または廃止をするときは、社会福祉法人清心福祉会の理事会の議決を経るものとする。

(書面の掲示)

第49条 この規程の概要など、重要事項を施設のホームページ上で公表することとする。

附則

(施行)

この規程は平成19年4月1日から施行する。

平成20年12月1日 一部改訂

平成21年4月1日 一部改訂

平成23年8月1日 一部改訂

平成24年3月24日 一部改訂

平成24年10月6日 一部改訂

平成27年4月1日 一部改訂

平成28年7月9日 一部改訂

平成30年4月1日 一部改訂

令和元年10月1日 一部改訂

令和2年4月1日 一部改訂

令和3年4月1日 一部改訂

令和3年8月1日 一部改訂

令和5年6月1日 一部改訂

令和6年3月25日、一部改訂し、令和6年4月1日より施行する。

令和7年3月25日、一部改訂し、令和7年4月1日より施行する。

令和8年6月1日 一部改訂

令和8年8月1日 一部改訂